

球磨村那良川における小水力発電所整備運営事業

基 本 協 定 書

令和 7年11月

熊 本 県 球 磨 村

優先交渉権者 【代表企業】

【構成企業】

球磨村那良川における小水力発電所整備運営事業に関して、熊本県球磨村（以下「村」という。）と（優先交渉権者の代表企業及び各構成企業】との間で、以下のとおり基本協定を締結する。

（定義）

第 1 条 本協定における用語の定義は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 「協定締結」とは、本事業の実施に関し、村と優先交渉権者との間で締結される協定をいう。
- (2) 「事業期間」とは、本事業の期間をいう。
- (3) 「代表企業」とは、優先交渉権者の構成員の中から、優先交渉権者を代表するものとして優先交渉権者が選定した企業をいう。
- (4) 「提示条件」とは、本事業を実施する事業者の選定手続において村が提示した一切の条件をいう。
- (5) 「本事業」とは、球磨村那良川における小水力発電所整備運営事業をいう。
- (6) 「本件提案」とは、優先交渉権者が、令和 7 年●月●日付で提出した本事業の実施にかかる提案書類一式をいう。
- (7) 「優先交渉権者」とは、本事業に関して実施された公募型プロポーザルにおいて優先交渉権者と決定された単体企業又は複数の企業によって構成されたグループをいう。

（趣旨）

第 2 条 本協定は、本事業等の円滑な実施に必要な諸手続を定めることを目的とする。

（基本的合意）

第 3 条 優先交渉権者は、提示条件を遵守のうえ、村に対し本件提案を行ったものであることを確認する。

2 優先交渉権者は、自己の費用と責任において、本事業のスケジュールを遵守するために必要な準備行為をなすことができるものとし、村は、必要かつ可能な範囲で自己の費用でかかる準備行為に協力するものとする。

（談合その他の不正行為による協定の解除）

第 4 条 村は、優先交渉権者の構成員が本事業の優先交渉権者の選定手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本協定を解除することができる。この場合においては、優先交渉権者の構成員に損害が生じても、村はその賠償の責めを負わない。

- (1) 優先交渉権者の構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は優先交渉権者の構成員が構成事業者として属している事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が優先交渉権者の構成員に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が優先交渉権者の構成員又は優先交渉権者の構成員が構成事業者である事業者団体（以下「優先交渉権者の構成員等」という。）に対して行われたときは、優先交渉権者の構成員等に対する命令で確定したものをいい、優先交渉権者の構成員等に対して行われていない

ときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本協定に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、優先交渉権者の構成員に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が優先交渉権者の構成員に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に優先交渉権者の選定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 優先交渉権者の構成員（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 優先交渉権者の構成員（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（暴力団排除に係る協定の解除）

第 5 条 村は、優先交渉権者の構成員の代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に該当するときは、本協定を解除することができる。この場合においては、優先交渉権者の構成員に損害が生じても、村はその賠償の責めを負わない。

（秘密保持）

第 6 条 村と優先交渉権者は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本協定に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、本協定の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。

2 前項の規定にかかわらず、村及び優先交渉権者は、次に掲げる場合に限り、本協定に関する情報を開示することができる。

- (1) 当該情報を知る必要のある村又は優先交渉権者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、村及び優先交渉権者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- (2) 当該情報を知る必要のある協力企業、無議決権株式の保有者、本事業に関して事業者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、村及び優先交渉権者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関の命令により開示を求められた情報を開示する場合

（協定の変更）

第 7 条 本協定は、村及び優先交渉権者の書面による合意がなければ、これを変更することができ

ない。

(準拠法及び裁判管轄)

第 8 条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は熊本地方裁判所とする。

(有効期間)

第 9 条 本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本協定の締結日から●年とする。

(疑義に関する協議)

第 10 条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、村及び優先交渉権者が誠実に協議して、これを定める。

以上を証するため、本協定書2通を作成し、村並びに優先交渉権者の代表企業及び各構成員は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和7年●月●日

(村) 熊本県球磨村

熊本県球磨郡球磨村大字渡丙 1730 番地

球磨村長 松谷 浩一

(優先交渉権者)

(代表企業)

●●株式会社

【住所】

【代表者役職・氏名】

(構成企業)

●●株式会社

【住所】

【代表者役職・氏名】

別紙1 構成員及び協力企業の業務内容

業務	業務の内容	構成員 /協力企業の別	会社名
設計・建設業務			
運営維持業務			
地域貢献の取り組み			
原状回復業務			